八　申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の十九第一号及び第二号に該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書

八の二　申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の十九第九号に該当しない者であることを誓約する書類

九～十六　（略）

（心身の故障により確認検査の業務を適正に行うことができない者）

第十五条の二　法第七十七条の十九第九号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により確認検査の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（指定構造計算適合性判定機関に係る指定の申請）

第三十一条の三　法第七十七条の三十五の二第一項の規定による指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において構造計算適合性判定の業務を行おうとする場合にあっては国土交通大臣に、一の都道府県の区域において構造計算適合性判定の業務を行おうとする場合にあっては当該都道府県知事に、別記第十号の二様式の指定構造計算適合性判定機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。

一～七　（略）

八　申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十五の三第一号及び第二号に該当しない旨の市町村の長の証明書

九　申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十五の三第九号に該当しない者であることを誓約する書類

十～十四　（略）

十四の二　申請者が構造計算適合性判定の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該申請者が負うべき第三十一条の三の四第一項に規定する民事上の責任の履行を確保するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、当該措置の内容を証する書類

十五　（略）

（心身の故障により構造計算適合性判定の業務を適正に行うことができない者）

第三十一条の三の二　法第七十七条の三十五の三第九号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により構造計算適合性判定の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（構造計算適合性判定員の数）

第三十一条の三の三　（略）

（指定構造計算適合性判定機関の有する財産の評価額）

第三十一条の三の四　（略）

八　申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の十九第一号（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者を含み、成年被後見人及び被保佐人を除く。）及び第二号に該当しない旨の市町村の長の証明書

八の二　申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の十九第一号に規定する成年被後見人又は被保佐人でないことを証する後見等登記事項証明書

九～十六　（略）

（新設）

（指定構造計算適合性判定機関に係る指定の申請）

第三十一条の三　法第七十七条の三十五の二第一項の規定による指定を受けようとする者は、二以上の都道府県の区域において構造計算適合性判定の業務を行おうとする場合にあっては国土交通大臣に、一の都道府県の区域において構造計算適合性判定の業務を行おうとする場合にあっては当該都道府県知事に、別記第十号の二様式の指定構造計算適合性判定機関指定申請書に次に掲げる書類を添えて、これを提出しなければならない。ただし、第九号の書類のうち、成年被後見人でないことを証する後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一～七　（略）

八　申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十五の三第一号（民法の一部を改正する法律附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者を含み、成年被後見人及び被保佐人を除く。）及び第二号に該当しない旨の市町村の長の証明書

九　申請者（法人である場合においてはその役員）が法第七十七条の三十五の三第一号に規定する成年被後見人又は被保佐人でないことを証する後見等登記事項証明書

十～十四　（略）

十四の二　申請者が構造計算適合性判定の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該申請者が負うべき第三十一条の三の三第一項に規定する民事上の責任の履行を確保するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、当該措置の内容を証する書類

十五　（略）

（新設）

（構造計算適合性判定員の数）

第三十一条の三の二　（略）

（指定構造計算適合性判定機関の有する財産の評価額）

第三十一条の三の三　（略）